

# 広域防災拠点都市づくり

## 目指すべき方向性

大規模災害の発生においては、市民・企業の安全確保と行政の機能を維持するとともに、国の中核である東京都心の機能が失われた場合に備えた、国の機能を維持するための拠点確保が必要となります。

そのため本市では、幹線となる緊急輸送道路周辺の民間建築物耐震化の促進、インフラや公共施設の耐震化を推進することにより、災害時における人、物、情報の円滑な流通を確保するとともに、避難や応急復旧活動の拠点となるオープンスペースを確保することで、国の地方支分部局が集積するさいたま新都心を中心としたエリアを基幹的防災拠点あるいは広域防災拠点として整備します。

併せて、本市の危機管理センターを整備し、災害時における本市の行政機能維持を強化することで、本市を災害に強く、市民、企業、行政にとって安心・安全な広域防災拠点都市を目指します。

## 施策名

- 1 さいたま新都心の広域防災拠点機能の拡充
- 2 緊急輸送道路周辺の民間建築物の耐震化の推進、インフラ・公共施設の耐震化(民間建築物の耐震化の推進)
- 3 緊急輸送道路周辺の民間建築物の耐震化の推進、インフラ・公共施設の耐震化(市有建築物の耐震化)
- 4 緊急輸送道路周辺の民間建築物の耐震化の推進、インフラ・公共施設の耐震化(インフラ(道路・橋りょう)の耐震化)
- 5 緊急輸送道路周辺の民間建築物の耐震化の推進、インフラ・公共施設の耐震化(インフラ(下水道施設)の耐震化及び老朽化対策)
- 6 緊急輸送道路周辺の民間建築物の耐震化の推進、インフラ・公共施設の耐震化(インフラ(水道)の耐震化)
- 7 (仮称)危機管理センターの整備

【事業概要】

- ①さいたま新都心を中心とした広域防災拠点機能の検討・拡充。
- ②広域防災拠点機能を有したセントラルパークの整備。
- ③さいたま赤十字病院移転の推進及び支援。
- ④北袋1丁目地区(三菱マテリアル用地)における災害活動の場となるオープンスペース(防災機能を持った都市公園)の整備の検討。

【目指すもの】

- ①平成34年度を目途に、さいたま新都心を中心とした広域的な防災体制を構築することを目指す。
- ②市民が自然に親しむ空間と共に、広域防災拠点機能を有したセントラルパークを整備することを目指す。
- ③さいたま赤十字病院は、平成27年度中の竣工、平成28年度第1四半期ごろの開業を予定しており、移転を促進する。
- ④オープンスペースのうち、都市公園については平成30年度の開設、交通広場については用地取得後の速やかな整備をそれぞれ目指す。

(1)広域防災拠点機能の方向性を検討し、国等と協議を開始した。

(2)次期整備地区について、防災機能を加味した整備手法等の整備方針を取りまとめた。

(3)さいたま赤十字病院の建設工事は、平成26年2月に着工した。

(4)都市公園整備に向けた関係機関との協議と、交通広場整備に向けた調査及び関係機関との協議を行っている。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29～平成34年度	平成35年度～
(1)広域防災拠点機能の検討・拡充	国等との協議・要望	・市地域防災計画の内容検討 ・関係機関との継続的な協議・国への要望の実施			・国の計画への反映 ・新都心の防災体制構築	広域防災拠点機能の拡充
(2)広域防災拠点機能を有したセントラルパークの整備	整備方針の取りまとめ	基本計画の改定	関係各所と土地利用の協議	環境アセスメント実施	用地取得・施設整備・供用開始	
(3)さいたま赤十字病院	着工	建設工事		竣工	開業	
(4)オープンスペース(防災機能を持った都市公園等)の整備		防災機能を持った都市公園の整備				
		交通広場の候補地の選定	基本計画・実施計画を策定		用地取得・施設整備・供用開始	

1

【事業概要】

緊急輸送道路周辺における、  
①倒壊により緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化に向けた所有者等への周知・啓発  
②所定の構造耐力が不足している建築物の耐震化に要する費用の一部助成の実施により耐震化を促進する。

【目指すもの】

- ①-1 平成26年度に改正耐震改修促進法を踏まえた市の事業方針を決定する。
- ①-2 平成34年度末まで、平成26年度決定方針に基づき、対象建築物(診断困難物件を除く。)の所有者に対し、耐震化の実施を継続的に要請する。
- ②平成34年度末までに、平成26年度決定方針による対象建築物(診断困難物件を除く。)のうち、延べ面積1,000㎡以上の建築物の耐震診断を実施する。

(1)耐震改修促進法の改正により、各自治体が、耐震診断を義務づける路線を指定できるようになった(ただし、耐震診断の費用は、指定した自治体が負担)。同法による路線の指定等に関する市の方針は、未決定である。

(2)地震による倒壊により、緊急輸送道路を閉塞する恐れのある一定規模以上の建築物66棟の所有者へ、継続的に耐震化を要請している。

(3)3階以上かつ延べ面積1,000㎡以上の建築物を対象に耐震診断6棟、耐震補強設計3棟に助成を実施した。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29～平成34年度	平成35年度～
2 耐震化の推進に向けた方針の検討・決定	改正耐震改修促進法施行(11月25日)	事業方針検討・決定(対象路線・規模、助成率・助成額等) 促進計画改訂、助成金交付要綱改訂				
所有者等への周知・啓発	県指定緊急輸送道路の沿道建築物の所有者等へ耐震化を継続的に要請(3階以上かつ1,000㎡以上)		方針に基づき対象建築物の所有者へ耐震化の実施を継続的に要請(2階以下又は1,000㎡未満(H26年度検討の事業方針)) ※参考 県指定路線:約1,150棟/市指定路線(県指定含む):約2,750棟			
助成事業	診断6棟 設計3棟	診断10棟 設計1棟、工事4棟	拡充事業の継続 ※平成28年度以降、国の補助制度不透明 耐震診断(3階以上かつ1,000㎡以上) 耐震補強設計・補強工事(3階以上かつ1,000㎡以上) (方針に基づき拡充された場合) 拡充分の耐震診断、耐震補強設計・補強工事			

緊急輸送道路周辺の民間建築物の耐震化の推進、インフラ・公共施設の耐震化 (市有建築物の耐震化)					建設局 建築部 保安全管理課	現在の状況	
3	<b>【事業概要】</b> ①市有建築物(昭和56年5月31日以前に建築された建築物で、避難所、防災上重要な施設、多数の市民が利用する施設等)の耐震化を実施する。					(1)市有建築物30棟の耐震設計を実施し、平成25年度末における耐震設計実施率は、99%となった。  (2)市有建築物8棟の耐震改修を実施し、平成25年度末における耐震化率は、97%となった。	
	<b>【目指すもの】</b> ①市有建築物の耐震化率100%を目指し推進する。						
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成29～平成34年度
	(1)耐震設計	耐震設計99%	耐震設計100%を目指し推進				
	(2)耐震改修	耐震化率97%	耐震化率98%	耐震化率100%を目指し事業推進			

緊急輸送道路周辺の民間建築物の耐震化の推進、インフラ・公共施設の耐震化 (インフラ(道路・橋りょう)の耐震化)					建設局 土木部 道路環境課	現在の状況	
4	<b>【事業概要】</b> ①緊急輸送道路上の橋梁や跨線橋等の耐震補強を実施する。					(1)埼玉県緊急輸送道路の橋梁や跨線橋など、44橋について、重点的、計画的に耐震補強を実施。平成25年度末において29橋の工事が完了した。  (2)埼玉県緊急輸送道路の橋梁の進捗を踏まえ、次期計画として実施する橋梁の抽出及び計画の策定に向け、取り組んでいる。	
	<b>【目指すもの】</b> ①-1 平成32年度までに埼玉県緊急輸送道路の対象橋梁の44橋について、耐震補強工事の完了を目指す。 ①-2 市緊急輸送道路の橋梁についても、上記橋梁の進捗を踏まえ、順次補強工事を実施し、早期の事業完了を目指す。						
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成29～平成34年度
	(1)埼玉県緊急輸送道路	29橋完了	32橋完了	32橋完了	34橋完了	44橋完了	完了
	(2)さいたま市緊急輸送道路					抽出、事業計画の策定、早期完成を目指す	更なる耐震補強工事の実施

緊急輸送道路周辺の民間建築物の耐震化の推進、インフラ・公共施設の耐震化 (インフラ(下水道施設)の耐震化及び老朽化対策)					建設局 下水道部 下水道計画課	現在の状況	
5	<b>【事業概要】</b> ①下水道施設(管路、ポンプ場等)の耐震化と老朽化対策としての改築更新を実施する。					(1)(2)今後、標準耐用年数を迎える施設が急増してくる。既存の管路やポンプ場には、設置年度が古く最新の耐震基準に適合しないものが多い。  (1)管路の耐震化について、平成25年度末における耐震化工事延長は、約26,000mである。  (2)ポンプ場の耐震化について、平成25年度末における耐震化済みポンプ場は、7箇所である。	
	<b>【目指すもの】</b> ①-1 緊急輸送道路内マンホールの浮上防止対策及び中心市街地内の市役所・区役所・避難場所等の排水を受ける管路について、平成32年度までに延長94,000mの耐震化を図る。 ①-2 平成32年度までに全てのポンプ場の耐震化を図り、その後は老朽化した機械・電気設備の長寿命化を図る。						
	(1) 管路の耐震化 (改築更新含む)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成29～平成34年度
	平成28年度までに50,000m				平成32年度までに94,000m	耐震化工事・改築更新を適宜実施	
(2) ポンプ場の耐震化 (改築更新含む)	2箇所完了		1箇所完了	2箇所完了	7箇所 (全19箇所完了)		

緊急輸送道路周辺の民間建築物の耐震化の推進、インフラ・公共施設の耐震化 (インフラ(水道)の耐震化)					水道局 給水部 水道計画課 水道局 業務部 経営企画課	現在の状況	
6	<b>【事業概要】</b> ①災害発生時における安定給水の確保に向けた水道施設等(管路、配水池、庁舎)の耐震化を計画的に推進する。					(1)老朽管更新事業について、重要給水施設54か所のうち、4か所に係る優先ルート耐震化が完了している。  (2)配水池耐震化事業について、耐震化対象3基幹配水場のうち、1機場の耐震化が完了している。  (3)水道仮庁舎建設仮移転事業については、実施設計を行った。	
	<b>【目指すもの】</b> ①-1 平成34年度末までに大宮区役所から東部配水場間など優先ルートの耐震化を完了する。 ①-2 平成34年度末までに全ての基幹配水場(11配水場)の耐震化工事を完了する。 ①-3 平成27年度末までに水道仮庁舎を建設し、平成28年5月初旬からの営業を目指す。						
	(1) 老朽管更新事業(耐震化)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成29～平成34年度
	34,500m更新	重要給水施設への耐震化を優先して実施、更新率1%を目標(延長34,500m)	重要給水施設への耐震化を優先して実施、更新率1%を目標(延長34,500m)	重要給水施設への耐震化を優先して実施、更新率1%を目標(延長34,500m)	重要給水施設への耐震化を優先して実施、更新率1%を目標(延長34,500m)	継続、第2段階として避難場所への管路耐震化を拡大	
(2) 配水池耐震化事業	基幹配水場の耐震化(尾間木配水場、北部配水場)					基幹配水場以外の耐震化を検討、実施	
(3) 水道仮庁舎建設仮移転事業	設計業務	南部(営)増設及び既存南部(営)解体	仮庁舎建設及び仮移転				

【事業概要】

本市の危機管理体制の拠点となる(仮称)危機管理センターを整備する。

①-1 今後の首都直下地震、大規模テロ等、本市で起こりうるあらゆる事態への迅速な初動対応を行う。

①-2 災害時等における関係自治体との連携、国との連絡調整等を行う。

【目指すもの】

①-1 平成26年12月までに、(仮称)危機管理センターの整備を完了する。

①-2 平成26年12月までに、(仮称)危機管理センターの維持管理及び運用が効率的なものとなるよう調整を図る。

(1)(仮称)危機管理センターについては、平成25年11月の実施設計業務の完了、12月補正予算による改修工事費等の予算計上を経て、年度内に改修工事に着手した。

(2)同センターの維持管理・運用方法については、内部調整を行っている。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29～平成34年度	平成35年度～
(1)施設整備	実施設計	改修工事				
(2)施設管理・運用		運用開始	維持管理・運用		維持管理・運用	維持管理・運用